

議案第72号

福岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の分限に関する条例(昭和26年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(福岡市職員等旅費支給条例の一部改正)

第2条 福岡市職員等旅費支給条例(昭和28年福岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第16条第2号から第5号まで、若しくは同法」を「第16条各号若しくは」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に改める。

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当した場合の法第28条第4項の規定による失職」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市

条例第48号)の一部を次のように改正する。

第10条中「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当した場合の同法第28条第4項の規定による失職」を削る。

第11条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号及び附則第26項中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。